

「らくらく突破 毒物劇物取扱者 オリジナル問題集」正誤表

初版 第1刷

技術評論社 書籍編集部

お詫びと訂正

本書の以下の部分に誤りがありました。ここに訂正するとともに、ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

(2023年6月1日更新分)

p.56 問題 17

誤	30%の水酸化ナトリウム溶液 50g に水を加えて 10%溶液を作るとき、加える水の量 (g) として正しいものを選び、番号で答えなさい。 1) 20g 2) 40g 3) 50g 4) 100g 5) 150g
正	30%の水酸化ナトリウム溶液 50mℓ に水を加えて 10%溶液を作るとき、加える水の量 (mℓ) として正しいものを選び、番号で答えなさい。 1) 20mℓ 2) 40mℓ 3) 50mℓ 4) 100mℓ 5) 150mℓ

p.57 問題 17

誤	30%の水酸化ナトリウム溶液 50g に溶けている水酸化ナトリウムの質量は、 $\frac{x}{50(g)} \times 100 = 30(\%) \quad x = 15(g)$ 30%の水酸化ナトリウム溶液 50g には、15g の水酸化ナトリウムが溶けています。 この溶液に水を加えて 10%の溶液にするので、 $\frac{15(g)}{50(g)+y(g)} \times 100 = 10(\%) \quad y = 100(g)$
正	30%の水酸化ナトリウム溶液 50mℓ に溶けている水酸化ナトリウムの質量は、 $\frac{x}{50(mℓ)} \times 100 = 30(\%) \quad x = 15(g)$ 30%の水酸化ナトリウム溶液 50mℓ には、15g の水酸化ナトリウムが溶けています。 この溶液に水を加えて 10%の溶液にするので、

	$\frac{15 \text{ (g)}}{50 \text{ (mℓ)} + y \text{ (mℓ)}} \times 100 = 10 \text{ (\%)} \quad y = 100 \text{ (mℓ)}$
--	---

p.58 問題 20 上から 2 行目

誤	加える水の量 (g) として、
正	加える水の量 (mℓ) として、

(2021 年 8 月 10 日更新分までの正誤表)

p.28 問題 6 問題文を差し替えてください (法改正のため)。

誤	<p>問題6</p> <p>次の記述は、営業の登録についてです。() に適する語句を答えなさい。 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録は、製造所又は営業所ごとに (ア) が、販売業の登録は、店舗ごとにその店舗の所在地の (イ) が行う。</p>
正	<p>問題6</p> <p>次の記述は、営業の登録についてです。() に適する語句を答えなさい。 毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録は、製造所、営業所または店舗ご とに、その製造所、営業所または店舗の所在地の (ア) が行う。</p>

p.29 問題 6 解答、解説文を差し替えてください (法改正のため)。

誤	<p>問題6 解答 (ア) 厚生労働大臣 (イ) 都道府県知事</p> <p>毒物及び劇物取締法第4条です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>『毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録は、製造所又は営業所ごとに厚生労働大臣が、販売業の登録は、店舗ごとにその店舗の所在地の都道府県知事(その店舗の所在地が、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三項、第七条第三項、第十条第一項及び第二十一条第一項において同じ。)が行う。』</p> </div> <p>したがって、(ア)は「厚生労働大臣」、(イ)は「都道府県知事」となります。</p>
正	<p>問題6 解答 (ア) 都道府県知事</p> <p>毒物及び劇物取締法第4条です。</p>

	『毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録は、製造所、営業所又は店舗ごとに、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事（販売業にあつてはその店舗の所在地が、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。）が行う。』
	したがって、（ア）は「都道府県知事」となります。

P.33 問題 10 の解答

誤	5) ×
正	5) ○

P.33 問題 10 の解説 下から 2 行目

誤	5)は、薬事に関する罪を犯した場合、5年ではなく、3年です。したがって、1)、4)は○です。
正	5)は、薬事に関する罪を犯した場合、3年を経過した者ですが、5年なので○です。1)、4)は○です。

P.34 問題 12 3) 下から 1 行目

誤	を経過していない者 毒物劇物取扱責任者となる
正	を経過していない者は毒物劇物取扱責任者となる

P.34 問題 12 5) の問題を差し替えてください（法改正のため）。

誤	毒物劇物営業者は、毒物劇物取扱責任者を置いたときは、30日以内に、製造業又は輸入業の登録を受けている者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、販売業の登録を受けている者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事に、その毒物劇物取扱責任者の氏名と住所を届け出なければならない。
正	毒物劇物営業者は、毒物劇物取扱責任者を置いたときは、30日以内に、その製造所、

	営業所又は店舗の所在地の都道府県知事にその毒物劇物取扱責任者の氏名と住所を届け出なければならない。毒物劇物取扱責任者を変更したときも、同様とする。
--	---

P.35 問題 12 5) の解説文囲みの中の「3」を差し替えてください（法改正のため）。

誤	3 毒物劇物営業者は、毒物劇物取扱責任者を置いたときは、30日以内に、製造業又は輸入業の登録を受けている者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、販売業の登録を受けている者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事に、その毒物劇物取扱責任者の氏名を届け出なければならない。毒物劇物取扱責任者を変更したときも、同様とする。
正	3 毒物劇物営業者は、毒物劇物取扱責任者を置いたときは、30日以内に、 <u>その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事にその毒物劇物取扱責任者の氏名を届け出なければならない。毒物劇物取扱責任者を変更したときも、同様とする。</u>

P.38 問題 14 下から 2 行目

誤	解答 1、3、5
正	解答 1、3 ★「5」を削除★

P.39 問題 14 下から 4 行目

誤	二 <u>登録に係る毒物又は劇物の品目</u> （当該品目の製造又は輸入を廃止した場合に限る。）』
正	二 <u>登録に係る毒物又は劇物の品目（当該品目の製造又は輸入を廃止した場合に限る。）</u> 』

P.39 問題 14 下から 2 行目

誤	したがって、1)、3)、5)は、○となります。2)は代表者の変更なので届出の必要はありません。4)の店舗の移転の場合は、再登録になります。
正	したがって、1)、3)は、○となります。2)は代表者の変更なので届出の必要はありません。4)の店舗の移転の場合は、再登録になります。 5)の場合

は、登録した品目の製造または輸入を廃止した場合に限り、正解となりますが、問題文に明記していないため誤りです。30日以内に届出ではなく、あらかじめ登録の変更を受けなければなりません（法9条）。

P.46 問題 22 下から 1 行目

誤	i 含量
正	★「i 含量」を削除★

P.86 問題 11 問題文 (II) の上から 3 行目

誤	これを 0.1mol/lの水酸化ナトリウム溶液で活栓ビュレットを用いて
正	これを水酸化ナトリウム溶液で活栓ビュレットを用いて★「0.1mol/lの」を削除★

P.87 問題 11 解説文 4) の上から 1 行目

誤	4) 2.5mol/lのシュウ酸水溶液と0.1mol/lの水酸化ナトリウム溶液の中和反応
正	4) 2.5mol/lのシュウ酸水溶液とx mol/lの水酸化ナトリウム溶液の中和反応

P.111 問題 30 下から 2 行目

誤	大赤血貧血
正	大赤血球性貧血

P.133 下から 2 行目

誤	杏仁豆腐に臭いです。
正	杏仁豆腐の臭いです。

P.339 ②の上から2行目

誤	問題分の鑑別法
正	問題文の鑑別法

P.346 問題2

誤	a) シアン化水素
正	a) シアン酸ナトリウム ★物質名を変更★

P.347 問題2 下から1行目

誤	a) 液体、毒物
正	a) 固体、劇物 ★物質名を変更のため★

以上